

証券コード 3271
2021年9月10日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
株式会社THEグローバル社
代表取締役社長 永 嶋 秀 和

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、極力、書面又は電磁的方法(インターネット)により議決権を事前に行使くださいますようお願い申し上げます。

なお、書面又は電磁的方法(インターネット)による議決権の事前行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年9月27日(月曜日)午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年9月28日(火曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号
新宿NSビル30階 スカイカンファレンス ルーム1・2
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第11期(2020年7月1日から2021年6月30日まで)
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第11期(2020年7月1日から2021年6月30日まで)
計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役4名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 会計監査人選任の件

以 上

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、株主様の安全確保及び感染拡大防止のため、可能な限り書面又は電磁的行使(インターネット)による議決権行使をお願い申し上げます。
また、本株主総会へのご出席を検討されている株主様は、ご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。

本総会において、お土産は配布いたしませんので、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス<https://www.the-g.co.jp/>)に掲載させていただきます。

法令及び定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネットの当社ウェブサイト(<https://www.the-g.co.jp/>)に掲載しておりますので、本提供書面には記載しておりません。

(1)連結計算書類の連結注記表 (2)計算書類の個別注記表

したがって、本提供書面は、監査役及び会計監査人がそれぞれ監査報告及び会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

【株主総会ライブ配信のご案内】

1. 株主総会の模様をご自宅からでもご覧いただけるよう、株主様向けにインターネットによるライブ配信を行います。詳しくは、同封の「株主総会ライブ中継のご案内」をご覧ください。
2. ライブ配信をご覧いただくことは、会社法上の出席には該当しないため、当日の決議に参加することは出来ません。議決権につきましては、次頁「議決権行使についてのご案内」に従って、事前に行使していただきまようお願い申し上げます。また、質問等を行うこともできませんので、予めご了承ください。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2021年9月28日(火曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2021年9月27日(月曜日)
午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2021年9月27日(月曜日)
午後6時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

御中

××××年 ×月××日

○○○○○○○

1. _____

2. _____

3. _____

4. _____

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

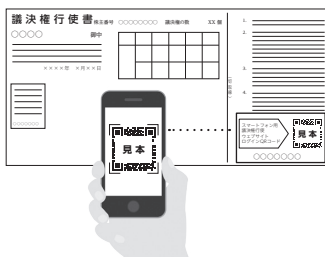
書面(郵送)およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

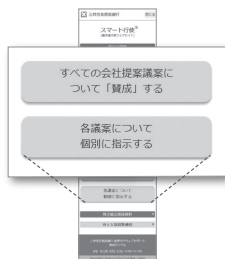
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

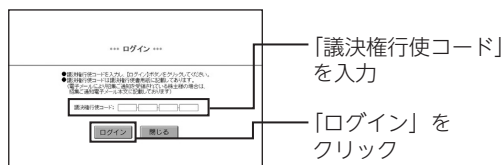
議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

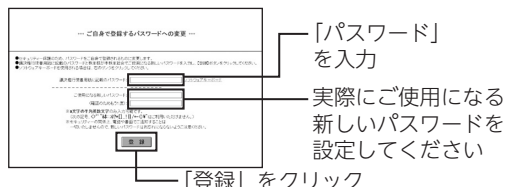
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

(提供書面)

事業報告

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2020年7月1日～2021年6月30日）における我が国経済は、新型コロナウイルス感染症感染拡大により、未だ経済・社会活動の抑制を余儀なくされ、度重なる緊急事態宣言発出を背景に個人消費も低水準で一進一退を繰り返す等、厳しい状況が継続しております。

足元では、世界的にワクチン接種が始まり、経済活動は徐々に正常化に向け動き出すことが期待されるものの、国内においては感染者数が上昇し予断を許さない状況であります。

当社が手掛けるホテル業界におきましては、2020年4月以降訪日外客数は依然として2019年の同月比99%以上減少と低迷が続いております（日本政府観光局(JNTO)資料参照）。国内市場におきましても、一時的に政府の観光支援施策等により回復傾向が期待された時期もありましたが、全国的な行動規制は現在も継続しております。今後は、普及しつつある世界的なワクチン接種により、徐々に市場回復されることが期待されます。

このような状況下当社グループでは、京都においてホテル3棟の引渡しを行いました。また、開発中ホテルの売却活動、経費削減施策の実施、新型コロナウイルス感染症収束後の運営及びブランド戦略活動に努めました。運営においては、政府の観光支援施策等で回復が期待された時期もありましたが、繰返される新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言等の影響により、継続的に一部のホテルを除いた休業を余儀なくされております。

不動産業界におきましては、首都圏の分譲マンション市場は、2020年最初の緊急事態宣言で供給が大きく落ち込みましたが、下期より徐々に回復傾向となり、2021年上期の供給戸数はコロナ禍前と同水準まで回復しました。また、価格は多少の下振れはあったものの高水準を推移、初月契約率は72.5%と好調に推移しております（不動産経済研究所資料参照）。投資用マンション市場は、賃貸需要を支える若い層の安定的な首都圏への転入超過に加え、ファンド及びリート、個人投資家などの需要は旺盛、価格帯のバリエーション等により年金対策や相続など様々なニーズに応えられる市場となっており継続的に堅調に推移しております。

当社グループでは、分譲マンションの新規開発及び販売、引渡しを進めるとともに、都内主要エリア及び都心近郊の実需分譲マンション、投資用マンション用地の仕入れ活動を強化しております。

以上の結果、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上高は18,355百万円（前期比28.6%減）、営業損失2,030百万円（前期は営業損失2,025百万円）、経常損失3,087百万円（前期は経常損失4,268百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失4,089百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失4,836百万円）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

[マンション事業]

マンション事業におきましては、「ウィルローズ日本橋浜町公園」、「ウィルローズ鳩ヶ谷エディオ」、「ウィルレーナ目白」等合計81戸及び収益物件7物件の引渡を行いました。

以上の結果、当セグメントにおける業績は、売上高7,830百万円（前期比16.9%減）、営業利益1,152百万円（同41.1%増）となりました。

[ホテル事業]

ホテル事業におきましては、「六角高倉プロジェクト」、「高辻東洞院プロジェクト」等、合計3物件の引渡を行いました。

以上の結果、当セグメントにおける業績は、売上高5,577百万円（前期比14.7%減）、営業損失2,494百万円（前期は営業損失1,960百万円）となりました。

[戸建事業]

戸建事業におきましては、「新宿区中井プロジェクト」、「東小岩アパートプロジェクト」等、分譲53戸及び収益物件9物件の引渡しを行いました。

以上の結果、当セグメントにおける業績は、売上高3,630百万円（前期比58.3%減）、営業損失102百万円（前期は営業利益119百万円）となりました。

[販売代理事業]

販売代理事業におきましては、グループ会社開発及び他社開発物件の販売代理を行い、地域別の引渡実績は、東京都区部51物件132戸、東京都下5物件80戸、神奈川県8物件70戸、埼玉県2物件20戸、千葉県3物件4戸、長野県1物件45戸、合計70物件351戸となりました。

以上の結果、当セグメントにおける業績は、売上高636百万円（前期比11.4%減）、営業利益185百万円（同24.7%減）となりました。

[建物管理事業]

建物管理事業におきましては、2021年6月30日現在のマンション管理戸数が3,698戸となりました。

以上の結果、当セグメントにおける業績は、売上高452百万円（前期比3.7%増）、営業利益44百万円（同11.4%増）となりました。

[その他]

その他としましては、不動産賃貸事業等による収入であります。

以上の結果、当セグメントの売上高は390百万円（前期比70.1%増）、営業利益は52百万円（前期は営業損失69百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度におきましては、賃貸用不動産の設備補修19百万円、営業ツールソフトの改修7百万円等、総額31百万円の設備投資を行いました。

③ 資金調達の状況

当社は、2020年12月21日を払込期日とする第三者割当による新株式の発行（発行価額1株につき204円）を実施し、総額2,999百万円の資金調達を実施いたしました。

また、2021年6月21日にホテル物件に係る借入12,099百万円を長期化するリファイナンス（みずほ銀行をアレンジャーとして6,700百万円のシンジケートローンと株式会社アスコットから5,399百万円の追加融資）を実行いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2020年9月25日に子会社である株式会社グローバル・ホテルパートナーズを設立いたしました。また、2020年11月30日に子会社であった株式会社グローバル・ホテルマネジメントの全株式を譲渡いたしました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第8期 (2018年6月期)	第9期 (2019年6月期)	第10期 (2020年6月期)	第11期 (当連結会計年度) (2021年6月期)
売上高(千円)	38,742,724	35,864,223	25,702,085	18,355,537
親会社株主に帰属する 当期純利益又は(千円) 親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	2,005,303	629,918	△4,836,917	△4,089,838
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	148.73	46.60	△356.36	△191.69
総資産(千円)	45,881,193	53,346,240	46,303,891	33,002,784
純資産(千円)	9,320,014	9,562,215	4,404,183	3,278,730
1株当たり純資産額(円)	684.51	702.38	319.92	115.83

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の主要株主であり筆頭株主である株式会社アスコットは、2021年6月30日現在、当社株式に係る議決権割合51.95%を有しております。

株式会社アスコットはその株式に係る議決権割合46.78%を森燁有限公司 (SUN YE COMPANY LIMITED) が所有し、また議決権割合5.88%を平安ジャパン・インベストメント1号投資事業有限責任組合が所有しております。

森燁有限公司 (SUN YE COMPANY LIMITED) は、その発行済株式の全部を力創国際有限公司が所有し、力創国際有限公司はその発行済株式の全部を中国平安保険海外 (控股) 有限公司が所有し、中国平安保険海外 (控股) 有限公司はその発行済株式の全部を中国平安保険 (集團) 股份有限公司が所有しております。(以下、中国平安保険 (集團) 股份有限公司及びその子会社を総称して「中国平安保険グループ」という。)

また、平安ジャパン・インベストメント1号投資事業有限責任組合は、80%を中国平安保険グループが出資をしております。

そのため、力創国際有限公司、中国平安保険海外 (控股) 有限公司及び中国平安保険 (集團) 股份有限公司も森燁有限公司を通じて当社普通株式を間接的に保有することとなり、当社の親会社に該当することとなります。

親会社等との取引に関する事項

親会社である株式会社アスコットとの間で資金借入の取引を行っており、取引条件については、市場金利を勘案して決定し、取締役会において妥当であると判断しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
株式会社グローバル住販	463,810千円	100.0%	不動産販売代理他
株式会社グローバル・エルシード	100,000千円	100.0%	不動産売買他
株式会社グローバル・ハート	50,000千円	100.0%	不動産管理他
株式会社グローバル・キャスト	350,000千円	100.0%	不動産売買他
株式会社グローバル・ホテルパートナーズ	10,000千円	100.0%	ホテル運営

(注) 1. 2020年9月25日に株式会社グローバル・ホテルパートナーズを新たに設立いたしました。

2. 株式会社グローバル・ホテルマネジメントにつきましては、2020年11月30日に全株式を譲渡したため、重要な子会社から除外いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く外部環境は、これまで新型コロナウイルスのワクチン接種の進展が感染収束の切り札になると期待されてきたものの、本年7月以降のデルタ株の爆発的な感染拡大を受け、個人消費を中心に感染拡大防止と経済活性化を慎重にバランスさせていく状況が続くと見込まれます。

このような環境の中、昨年12月から親会社となった株式会社アスコット、および同社の大株主であるSBIグループの支援のもと財務体質改善や事業シナジー実現に向け推進しております。本年6月、ホテル物件に係る借入約121億円を長期化するリファイナンス（みずほ銀行をアレンジャーとして67億円のシンジケートローンと株式会社アスコットから約54億円の追加融資）を実行しております。また、本年6月からSBIグループに参加した不動産ファンドを組成予定である東西アセット・マネジメント株式会社と業務提携等も開始しております。

当社グループは、得意領域であるマンション開発事業へ資源を集中させ、今後の成長に向けて事業基盤の強化に努めてまいります。多様化するニーズを的確に捉え、これに迅速に対応した商品企画とデザイン性の高い商品提供を目指し、新築分譲マンション、収益マンションの仕入、開発、販売を強化してまいります。

ホテル事業におきましては、新型コロナウイルス感染症収束に向けて継続的に投資家との交渉を重ねつつ、運営稼働再開についてはブランド戦略の構築を重視した慎重な対応を行って参ります。

(5) 主要な事業内容 (2021年6月30日現在)

事業	主 要 な 取 引
マンション事業	マンションの企画・開発・分譲等
ホテル事業	宿泊施設等の企画・開発・販売・運営等
戸建事業	戸建の企画・開発・分譲及び請負工事、土地分譲
販売代理事業	不動産販売代理業務及び不動産仲介業務
建物管理事業	分譲マンション等の管理業務

(6) 主要な事業所 (2021年6月30日現在)

当 社	本社：東京都新宿区
株式会社グローバル住販	本社：東京都新宿区 仲介センター：東京都中央区
株式会社グローバル・エルシード	本社：東京都新宿区 支店：京都府京都市
株式会社グローバル・ハート	本社：東京都新宿区
株式会社グローバル・キャスト	本社：東京都新宿区 支店：埼玉県所沢市
株式会社グローバル・ホテルパートナーズ	本社：東京都新宿区

(7) 使用人の状況 (2021年6月30日現在)

① 当社グループの使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
196名 (38名)	20名減 (19名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、常用パートを含んでおります。臨時雇用者数 (パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む) は、() 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
18名	1名増	49.2歳	6.1年

(注) 使用人数は就業員数であり、常用パートを含んでおります。

(8) 主要な借入先の状況 (2021年6月30日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 ア ス コ ッ ト	5,399,000千円
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,672,000千円
株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行	3,264,032千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	2,900,000千円
株 式 会 社 商 工 組 合 中 央 金 庫	1,544,944千円
株 式 会 社 千 葉 銀 行	1,245,520千円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	1,221,668千円
株 式 会 社 関 西 み ら い 銀 行	1,102,200千円
株 式 会 社 第 四 北 越 銀 行	1,000,000千円
株 式 会 社 静 岡 銀 行	818,671千円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年6月30日現在)

- ① 発行可能株式総数 40,000,000株
 ② 発行済株式の総数 28,306,000株 (自己株式76株を含む)

(注) 第三者割当増資により、発行済株式の総数は14,705,000株増加しております。

- ③ 株主数 9,640名
 ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 ア ス コ ッ ト	14,705,000株	51.95%
永 嶋 秀 和	2,395,600株	8.46%
S C B H K A C E F G B A N K A G	1,030,000株	3.64%
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	584,500株	2.06%
株 式 会 社 ワ イ エ ム エ ス デ ィ ー	400,000株	1.41%
株 式 会 社 3 H ・ ト ラ ス ト	400,000株	1.41%
株 式 会 社 ホ ウ セ イ	373,700株	1.32%
永 嶋 康 雄	241,300株	0.85%
マ ネ ッ ク ス 証 券 株 式 会 社	201,070株	0.71%
L G T B A N K L T D	194,900株	0.69%

(注) 持株比率は、自己株式 (76株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役及び監査役の状況 (2021年6月30日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	永 嶋 秀 和	株式会社グローバル住販 取締役 株式会社グローバル・エルシード 代表取締役会長 株式会社グローバル・ハート取締役 株式会社グローバル・キャスト取締役 Global L-seed Ho Chi Minh Company Limited General Director 株式会社グローバル投資顧問 取締役
取締役会長	中 林 毅	平安ジャパン・インベストメント株式会社 代表取締役 株式会社アスコット 取締役
取 締 役	奥 田 晃 久	株式会社グローバル住販 代表取締役社長 株式会社グローバル・ホテルパートナーズ 取締役
取 締 役	田 村 達 裕	平安ジャパン・インベストメント株式会社 株式会社アスコット 取締役
取 締 役	高 村 正 人	SBIホールディングス株式会社 代表取締役副社長 株式会社SBI証券 代表取締役社長 株式会社アスコット 取締役
取 締 役	有 泉 俊 介	SBIホールディングス株式会社 株式会社アスコット 取締役
取 締 役	豊 島 英 征	上村・大平・水野法律事務所
常 勤 監 査 役	三 枝 龍 次 郎	株式会社グローバル住販 監査役 株式会社グローバル・エルシード 監査役 株式会社グローバル・ハート 監査役 株式会社グローバル・キャスト 監査役 株式会社グローバル・ホテルパートナーズ 監査役 株式会社グローバル投資顧問 監査役
監 査 役	高 野 滋	株式会社グローバル・エルシード 監査役 株式会社グローバル・ハート 監査役
監 査 役	小 林 一 久	株式会社グローバル住販 監査役

- (注) 1. 取締役豊島英征氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役三枝龍次郎氏及び監査役小林一久氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、豊島英征氏、三枝龍次郎氏、小林一久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役中林毅氏、田村達裕氏、高村正人氏、有泉俊介氏、豊島英征氏及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

なお、2021年1月18日をもって退任いたしました取締役辻村茂氏及び取締役北村章氏につきましても、同様の責任限定契約を締結しておりました。

③ 事業年度中に退任した取締役及び監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
永嶋 康雄	2021年1月18日	辞任	取締役 株式会社グローバル・エルシード代表取締役社長 株式会社グローバル・ホテルパートナーズ 代表取締役社長
吉田 修			取締役管理部長 株式会社グローバル住販取締役財務経理部長 株式会社グローバル・エルシード取締役管理部長 株式会社グローバル・ハート取締役管理部長 株式会社グローバル・キャスト取締役管理部長 株式会社イタルグルメ取締役
岡田 一男			取締役経営企画室長 株式会社グローバル住販取締役 株式会社グローバル・エルシード取締役 株式会社グローバル・ハート取締役 株式会社グローバル・キャスト取締役
辻村 茂			社外取締役
北村 章			社外取締役
後藤 勇	2020年9月29日	辞任	社外監査役

④ 取締役の報酬等

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、個々の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的にはその職務に鑑み、固定報酬として基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額について、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会の決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとする。その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。

4. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

当社は2020年9月29日開催の取締役会において、代表取締役社長永嶋秀和に対し各取締役の報酬の額の決定を委任する旨の決議をしております。その権限の内容は、株主総会の決議で定める総額の範囲における各取締役の報酬の額としており、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

⑤ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	70,092 (7,920)	70,092 (7,920)	-	-	6 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	24,180 (15,750)	24,180 (15,750)	-	-	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	94,272 (23,670)	94,272 (23,670)	-	-	10 (6)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役及び監査役の報酬額は、2011年9月28日開催の第1期定時株主総会の決議により、それぞれ年額500,000千円以内及び年額50,000千円以内と定められております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名(内、社外取締役は1名)、監査役の員数は3名(内、社外監査役は3名)です。
3. 上記には、当事業年度において退任した取締役5名(うち社外取締役2名)のうち4名分(うち社外取締役2名)及び監査役1名(うち社外監査役1名)を含んでおります。なお、当事業年度において退任した取締役永嶋康雄氏は、当社連結子会社株式会社グローバル・エルシードの代表取締役社長、奥田晃久氏は当社連結子会社株式会社グローバル住販の代表取締役社長として、それぞれ各社から役員報酬を受け取っていることから、上記の対象となる役員の数には含まれておりません。また、その他に無報酬の取締役4名いるため支給員数と相違しております。
4. 報酬等の決定の委任については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、代表取締役社長に一任する旨を取締役会決議しております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏名	兼職の状況
取締役	豊島 英征	上村・大平・水野法律事務所
取締役	辻村 茂	-
取締役	北村 章	東京不動産健康保険組合 特別顧問
常勤監査役	三枝龍次郎	株式会社グローバル住販監査役 株式会社グローバル・エルシード監査役 株式会社グローバル・ハート監査役 株式会社グローバル・キャスト監査役 株式会社グローバル・ホテルパートナーズ監査役 株式会社グローバル投資顧問監査役
監査役	小林 一久	株式会社グローバル住販監査役
監査役	後藤 勇	株式会社グローバル住販監査役 株式会社グローバル・エルシード監査役 株式会社グローバル・ハート監査役 株式会社グローバル・キャスト監査役

- (注) 1. 株式会社グローバル住販、株式会社グローバル・エルシード、株式会社グローバル・ハート、株式会社グローバル・キャスト、株式会社グローバル・ホテルパートナーズ及び株式会社グローバル投資顧問は連結子会社であります。
2. 当社と上村・大平・水野法律事務所との間には、取引関係はありません。

□ 当事業年度における主な活動状況

		社外取締役及び監査役に期待される 役割に関して行った職務の概況
取締役	豊島英征	当事業年度に開催された取締役会32回のうち、2021年1月18日の選任以後に開催された取締役会15回のうち、すべてに出席し、弁護士としての豊富な経験と専門的見地から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	辻村茂	当事業年度、退任までに開催された取締役会17回全てに出席し、主に会社経営の見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行って頂きました。
取締役	北村章	当事業年度、退任までに開催された取締役会17回全てに出席し、主に会社経営の見地から意見を述べる等、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言、提言を行って頂きました。
常勤 監査役	三枝龍次郎	当事業年度に開催された取締役会32回すべてに出席し、監査役会14回すべてに出席いたしました。常勤監査役として取締役の業務執行を監査し、取締役会や監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うとともに、内部統制の構築、運営について取締役の業務執行上の適法性について適宜、必要な発言を行っております。
監査役	小林一久	当事業年度に開催された取締役会32回すべてに出席し、監査役会14回すべてに出席いたしました。取締役会や監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うとともに、警視庁勤務における幅広い経験に基づき、当社の反社会的勢力排除について適宜、必要な発言を行っております。
監査役	後藤勇	当事業年度、退任までに開催された取締役会6回すべてに出席し、監査役会3回すべてに出席いたしました。取締役会や監査役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行うとともに、金融、不動産業界の経験に基づき、適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任 あずさ監査法人
② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	52,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	74,400千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」等を参考に、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や監査報酬の見積り根拠などを検討した結果、会社法第399条第1項の同意をしております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の解任又は不再任の決定の方針を次のとおり定めております。

- (1) 当社は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合、又は、会計監査人の監査能力及び信用力並びに監査報酬等を総合的に勘案し、会計監査人の解任又は不再任が相当と判断される場合、当社監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。
- (2) 会計監査人が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合には、当社監査役会は、監査役全員の同意に基づき、当該会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後、最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(5) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

① 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであり、当社取締役会決議において、2015年5月1日に会社法改正に伴う必要な改定を実施しております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は「取締役会規程」に取締役会決議・報告事項等を定め、当該決議・報告事項等のために則り会社の業務執行を決定する。
- (2) 社外取締役を招聘し、取締役会が適法に行われていることを独立的な立場から監督する。
- (3) 取締役の職務執行状況は、監査計画に基づき監査役の監査を受ける。
- (4) 代表取締役を「コンプライアンス管理規程」の実施統括責任者とし、「コンプライアンス委員会」が実施の推進及び管理を行う。
- (5) 「公益通報者保護規程」に基づき、監査役を窓口とした社内通報制度を設け、内部監視体制を強化する。
- (6) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、いかなる取引も行わず、毅然とした態度で臨み、不当要求があった場合は、警察及び顧問弁護士等との連携を図り組織的に対応する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 株主総会議事録、取締役会議事録については、「取締役会規程」「文書管理規程」に則り、保存及び管理する。
- (2) 取締役の職務執行に係わる情報の作成・保存・管理状況について、監査役の監査を受ける。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会において、的確な意思決定ができるよう社外取締役を招聘し、適正な取締役員数をもって構成する。
- (2) 全社的な企業目標を定め、その浸透を図るとともに、この目標に向けて当社及び子会社が実施すべき具体的な目標を定める。各業務の執行については、「職務権限規程」「業務分掌規程」その他の規程に定める権限と責任及び実施手続きにより効率的な業務執行体制とする。
- (3) 取締役会は、定期的にその結果のレビューを実施し、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を促すことにより、目標達成の確度を高め、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

4. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制の基礎として、「コンプライアンス管理規程」に基づき運用し、コンプライアンス体制を強化する。
- (2) 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を設置、各部門の業務プロセス等を監視し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。
- (3) 監査役を窓口とした社内通報制度を「公益通報者保護規程」に基づき運用し、内部監視体制を強化する。
- (4) 監査役は、当社及び子会社の法令遵守体制及び社内通報制度の運用に問題があると認めるときは、取締役会に対して適宜適切に意見を述べるとともに、必要があるときには改善策の策定を求めることができる。

5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、監査役を補助すべき使用人を当社内に置くものとする。

6. 前号の使用人の取締役からの独立性及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- (1) 監査役の職務を補助する使用人は、監査役の指示に従って、専らその監査職務の補助を行うものとし、取締役からの指揮命令、制約を受けないものとする。
- (2) 監査役の職務を補助する使用人の任命・異動は、監査役の同意を得るものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制

- (1) 当社及び子会社の取締役及び使用人は、各監査役からの要請に応じ、職務執行に関する事項を報告する。
- (2) 監査役は、取締役会のほかグループ経営会議、コンプライアンス委員会その他重要な会議又は委員会に出席し、必要があると認めるときには、適宜適切に意見を述べるとともに、必要があるときには改善策の策定を求めることができる。
- (3) 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努める。
- (4) 社内通報窓口を利用して、当社及び子会社の全従業員が直接監査役に内部通報ができる体制とする。

- (5) 監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けない体制を確保する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役が、代表取締役に対する独立性を保持しつつ適正かつ実効的な監査を行える体制とする。
- (2) 代表取締役は、監査役と定期的に会議を開催し、監査役が意見又は情報の交換ができる体制とする。
- (3) 内部監査部門は、監査役との連絡会議を定期的に、また必要に応じて開催し、取締役等及び使用人の業務の適法性・妥当性について監査役が報告を受けられることができる体制とする。
- (4) 監査役が、会計監査人及び子会社の監査役と円滑に連携できる体制とする。

9. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社及び子会社は、財務報告の信頼性確保のため、金融商品取引法等の関係法令に基づく適切な内部統制を整備及び運用する体制を構築し、その体制を継続的に評価し、必要な是正措置を行うものとする。
- (2) 内部統制報告制度に対応するため、当社及び子会社のIT統制のための基本規程として情報システム管理規程等を制定し、当社システム担当部門について他業務部門からの独立性を確保する。

10. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 「リスク管理規程」を制定し、重大な影響を与えるリスクへの即応体制を整備する。
- (2) 有事の際には、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、危機管理対策にあたる。

11. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 「関係会社管理規程」を定め、子会社を管理する当社担当役員が、当社に準じて子会社を管理する。
- (2) 当社の役職員が子会社の取締役になじることにより、当社が、子会社の業務の適正を監視できる体制とする。
- (3) 子会社は、業務及び取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告する。
- (4) 当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、子会社から定期的に業務内容の報告を受け、子会社の重要な決定については事前協議を行うこと等により、子会社の取締役の職務の執行の効率を確保する。
- (5) 当社と子会社との取引、子会社間の取引については、客観性を確保するものとする。

- (6) 当社及び子会社の監査役は、子会社の法令及び定款等への適合性を確認する。
- (7) 子会社において、法令及び定款等に違反又はその懸念がある事象が発生した場合、速やかに当社及び子会社の社長等に報告する体制を確保する。
- (8) 監査役を窓口とした社内通報制度は、当社のみならず子会社にも適用し、周知徹底を図るとともに、通報を行った者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けない体制を確保する。
- (9) 子会社を当社の内部監査部門による定期的な監査の対象とし、その結果を当社及び子会社の社長等に報告し、各部門と協力の上、改善策の指導、実施の支援・助言等を行う。
- (10) 子会社が当社に準じて実施する内部統制上のリスク及び損失の危険の管理は、当社もその評価に関与する。
- (11) 海外の子会社については、当該国の法令等の遵守を優先し、可能な限り本方針に準じる。

② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当連結会計年度において、記載すべき運用上の問題や業務の不適正はありません。

コンプライアンス及び事業リスクについては、当社及び子会社の役職員に対して、事業別に当該事項を整理したチェックリストを作成し、社内講習等で周知徹底するとともに、コンプライアンス及びリスクコントロールの浸透を図っております。

反社会的勢力に対する対応については、反社会的勢力調査規程に則り、取引排除を徹底するとともに、当社及び子会社の役職員に対して、その基本的事項の再確認となる社内講習を実施する等、反社会的勢力との取引排除の浸透を図っております。

金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、当該連結会計年度において、重大な違反は見当たらず、内部統制システムは適切かつ有効に運用されております。

当社及び子会社の事業報告においては、定期的に当社及び子会社の取締役会及びグループ経営会議等で報告がなされ、改善が必要な課題や問題点が生じた場合には、適時関連部署への指示を行っております。

取締役会においては、年1回、その実効性を評価し、改善に役立てております。

連結貸借対照表

(2021年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	31,852,097	流 動 負 債	8,268,885
現金及び預金	1,028,234	買掛金	287,234
売掛金	57,336	短期借入金	2,492,248
販売用不動産	20,716,831	1年内返済予定の長期借入金	4,366,885
仕掛販売用不動産	9,068,988	1年内償還予定の社債	100,000
前払費用	384,365	未払金	201,706
その他	596,341	未払法人税等	16,588
固 定 資 産	1,150,686	前受金	509,800
有 形 固 定 資 産	51,062	賞与引当金	9,866
建物及び構築物	47,103	その他の	284,556
その他	3,959	固 定 負 債	21,455,168
無 形 固 定 資 産	13,987	社債	1,740,000
投資その他の資産	1,085,637	長期借入金	19,125,160
投資有価証券	364,445	繰延税金負債	93,213
破産更生債権等	2,920,499	事業損失引当金	319,179
長期貸付金	1,484,017	その他の	177,614
繰延税金資産	374	負 債 合 計	29,724,053
その他	701,256	純 資 産 の 部	
貸倒引当金	△4,384,956	株 主 資 本	3,231,432
資 産 合 計	33,002,784	資本金	1,924,376
		資本剰余金	2,870,605
		利益剰余金	△1,563,515
		自己株式	△33
		その他の包括利益累計額	47,298
		その他有価証券	79,770
		評価差額金	△32,472
		為替換算調整勘定	△32,472
		純 資 産 合 計	3,278,730
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	33,002,784

連結損益計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金額
売上高		18,355,537
売上原価		16,286,784
売上総利益		2,068,753
販売費及び一般管理費		4,098,754
営業外損失(△)		△2,030,001
営業外収益		
受取利息	15,597	
受取手数料	8,142	
解約精算金	22,604	
受取地代賃	13,839	
貸倒引当金戻入額	59,188	
雇用調整助成金	96,977	
為替差益	70,239	
その他	38,146	324,735
営業外費用		
支払利息	436,824	
支払手数料	214,165	
貸倒引当金繰入額	402,041	
事業損失引当金繰入額	246,419	
その他	82,483	1,381,935
経常損失(△)		△3,087,201
特別利益		
新株予約権戻入益	53,004	
投資有価証券売却益	44,541	
関係会社株式売却益	10	97,555
特別損失		
出資金評価損	192,000	
事業構造改善費用	807,343	
減損損失	23,179	
固定資産除売却損	4,802	
その他	2,500	1,029,825
税金等調整前当期純損失(△)		△4,019,470
法人税、住民税及び事業税	364,884	
法人税等調整額	△294,516	70,367
当期純損失(△)		△4,089,838
親会社株主に帰属する当期純損失(△)		△4,089,838

連結株主資本等変動計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	424,466	1,370,695	2,526,322	△33	4,321,451
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	1,499,910	1,499,910			2,999,820
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△4,089,838		△4,089,838
株主資本以外の 項目の連結会計年度中 の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	1,499,910	1,499,910	△4,089,838	-	△1,090,018
当 期 末 残 高	1,924,376	2,870,605	△1,563,515	△33	3,231,432

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評 価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	27,725	2,001	29,727	53,004	4,404,183
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行					2,999,820
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)					△4,089,838
株主資本以外の 項目の連結会計年度中 の変動額(純額)	52,044	△34,473	17,570	△53,004	△35,434
連結会計年度中の変動額合計	52,044	△34,473	17,570	△53,004	△1,125,452
当 期 末 残 高	79,770	△32,472	47,298	-	3,278,730

貸借対照表

(2021年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	894,904	流 動 負 債	2,032,918
現金及び預金	71,049	短期借入金	830,000
売掛金	189,050	1年内返済予定の 長期借入金	1,069,060
前払費用	27,345	1年内償還予定の社債	60,000
未収入金	45,130	未払金	51,272
未収消費税	27,669	未払費用	12,724
未収還付法人税等	9,383	預り金	5,241
短期貸付金	500,000	賞与引当金	1,870
敷金及び保証金	1,688	その他	2,750
その他	23,585	固 定 負 債	2,033,486
固 定 資 産	3,268,140	社債	1,620,000
有 形 固 定 資 産	30,579	長期借入金	89,415
建物	25,510	事業損失引当金	319,179
構築物	3,942	その他	4,891
その他	1,125	負 債 合 計	4,066,405
無 形 固 定 資 産	1,472	純 資 産 の 部	
投資その他の資産	3,236,088	株 主 資 本	98,695
投資有価証券	15,521	資 本 金	1,924,376
関係会社株式	1,694,896	資 本 剰 余 金	2,870,605
長期貸付金	2,724,017	資 本 準 備 金	1,811,176
破産更生債権等	2,833,709	その他資本剰余金	1,059,429
敷金及び保証金	107,057	利 益 剰 余 金	△4,696,253
その他	31,973	その他利益剰余金	△4,696,253
貸倒引当金	△4,171,087	繰越利益剰余金	△4,696,253
資 産 合 計	4,163,044	自 己 株 式	△33
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△2,055
		その他有価証券 評価差額金	△2,055
		純 資 産 合 計	96,639
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	4,163,044

損益計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		689,929
売上原価		-
売上総利益		689,929
販売費及び一般管理費		707,390
営業損失(△)		△17,461
営業外収益		
受取利息	84,151	
受取配当金	1,026	
貸倒引当金戻入額	12,000	
その他	1,910	99,088
営業外費用		
支払利息	68,163	
社債利息	5,538	
事業損失引当金繰入額	246,419	
貸倒引当金繰入額	539,574	859,696
経常損失(△)		△778,068
特別利益		
新株予約権戻入益	53,004	
関係会社株式売却益	10	53,014
特別損失		
固定資産除売却損	3,525	
事業構造改善費用	1,317,992	
関係会社株式評価損	280,871	1,602,388
税引前当期純損失(△)		△2,327,442
法人税、住民税及び事業税	△8,628	△8,628
当期純損失(△)		△2,318,814

株主資本等変動計算書

(2020年7月1日から
2021年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株 主 資 本 計 合
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金計		
当 期 首 残 高	424,466	311,266	1,059,429	1,370,695	△2,377,438	△2,377,438	△33	△582,310
事業年度中の変動額								
新 株 の 発 行	1,499,910	1,499,910		1,499,910				2,999,820
当 期 純 損 失 (△)					△2,318,814	△2,318,814		△2,318,814
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)								
事業年度中の変動額合計	1,499,910	1,499,910	-	1,499,910	△2,318,814	△2,318,814	-	681,005
当 期 末 残 高	1,924,376	1,811,176	1,059,429	2,870,605	△4,696,253	△4,696,253	△33	98,695

	評価・換算差額等		新株予約権	純 資 産 計 合
	その他有価証券評価差額	評価・換算差額等計		
当 期 首 残 高	△2,576	△2,576	53,004	△531,881
事業年度中の変動額				
新 株 の 発 行				2,999,820
当 期 純 損 失 (△)				△2,318,814
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)	521	521	△53,004	△52,483
事業年度中の変動額合計	521	521	△53,004	628,521
当 期 末 残 高	△2,055	△2,055	-	96,639

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年8月23日

株式会社THEグローバル社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高尾 英明 ㊤

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新名谷 寛昌 ㊤

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社THEグローバル社の2020年7月1日から2021年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社THEグローバル社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年8月23日

株式会社THEグローバル社

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高尾 英明 ㊟

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 新名谷 寛昌 ㊟

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社THEグローバル社の2020年7月1日から2021年6月30日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年7月1日から2021年6月30日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境整備に努めると共に、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告書に記載されている親会社等との間の取引に関する事項（会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年8月23日

株式会社THEグローバル社 監査役会

常勤監査役(社外監査役) 三 枝 龍次郎 ㊟
監 査 役 高 野 滋 ㊟
社 外 監 査 役 小 林 一 久 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の機動的な資本政策の実行を可能とするため、現行定款第6条に規定される発行可能株式総数を拡大するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 40,000,000株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>6</u> <u>60,000,000</u> 株とする。

第2号議案 取締役4名選任の件

新たな経営体制の下で経営基盤の強化を図り、企業価値の向上を目指すため、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、新たに選任される取締役の任期は、当社定款の定めにより他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

また、現在取締役であります奥田晃久氏は、本総会終結の時をもって辞任する予定であります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	おか だ けい じ 岡 田 圭 司 (1975年12月15日)	1998年4月 近藤産業(株)入社 2008年7月 (株)都市建コーポレーション入社 2012年1月 (株)グローバル・エルシード入社 2015年10月 同社開発事業部長 2016年9月 同社取締役開発事業部長 2021年5月 同社取締役副社長 2021年8月 同社代表取締役社長(現任)	1,200株
[取締役候補者とした理由] 岡田圭司氏は、不動産業において培われた豊富な知識と経験により、グループの事業基盤であります、マンションをはじめとする開発事業拡大に尽力、貢献し、現在は当社グループ事業の要である用地仕入部門において主導役員としてグループの発展に重要な役割を担っております。当社の経営体制の強化及び成長を確実なものにするために、同氏を取締役候補者といたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	やま な のり お 雄 山 名 徳 雄 (1967年11月13日)	1991年4月 (株)三和銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 入行 2005年4月 アイ・ティー・エックス(株) 入社 2008年7月 同社 企画部長 2014年2月 (株)ツツイ 入社 経営企画部長 2015年3月 アイ・ティー・エックス(株) 入社 財務部長 2017年7月 SBCメディカルグループ 入職 財務戦略室長 2021年1月 当社 入社 2021年5月 (株)グローバル・メディカルラボ取締役社長(現任) 2021年8月 当社 管理部長(現任)	—
[取締役候補者とした理由] 山名徳雄氏は、金融機関及び企業の経営企画部、財務経理部、社長室等の責任者として、長年にわたり培われた豊富な経験と幅広く高度な知識に加え、実行力を有しており、当社入社後はグループの企業価値向上に尽力し、現在は管理部長を務めております。当社の経営体制の強化及び成長を確実なものにするために、同氏を取締役候補者といたしました。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
3	とよ いずみ けん たろう 豊泉謙太郎 (1974年12月27日)	1998年4月 (株)さくら銀行(現株三井住友銀行) 入行 2003年8月 (株)クリード 入社 2009年10月 (株)グリーン 入社 2010年2月 (株)フレイ・トラスト 入社 2013年9月 (株)アスコット 入社 経営管理部長 2016年12月 同社取締役経営管理部長(現任) 2016年12月 (株)アスコット・アセット・コンサルティング取締役(現任) 2018年10月 (株)シフトライフ取締役(現任)	—
[取締役候補者とした理由] 豊泉謙太郎氏は、金融機関出身者及び不動産業に長く携わり、企業における経営企画、財務管理に関する豊富な経験と専門的かつ幅広い知見を有しており、その経験と知見を客観的視点等から当社の経営体制の強化及び成長に活かしていただくため、同氏を取締役候補者いたしました。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	あか し まさる 明石昌 (1963年2月1日)	1985年4月 大和ハウス工業(株)入社 2011年4月 大和リビング(株) 代表取締役就任 大和エステート(株) 代表取締役社長就任 2012年1月 大和リビングマネジメント(株) 代表取締役就任 2014年7月 大和リビングユーティリティーズ(株) 代表取締役社長就任 2016年10月 大和リビングステイ(株) 代表取締役社長就任 2019年9月 大和リビングケア(株) 代表取締役社長就任 2021年3月 (株)三洋 取締役就任 (現任) 2021年4月 (株)バンカーズ 取締役就任 (現任) 2021年4月 (株)WILLBE 代表取締役就任 (現任)	—
[取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要] 明石昌氏は、長年にわたり大和ハウス工業(株)グループ企業のトップを務めた経歴から、不動産に関する豊富な経験と実績、専門的かつ幅広い知見及び高い経営視座を有しており、その経験と視座を客観的、経営的視点等から当社の経営体制の強化及び成長に活かしていただくため、同氏を取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 各候補者は、新任の取締役候補者であり、当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 豊泉謙太郎氏は、当社の親会社であります(株)アスコットの取締役を兼務しております。
3. 豊泉謙太郎氏及び明石昌氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております
4. 明石昌氏は、社外取締役候補者であります。当社は、同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。

- 5.当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

当社監査役高野 滋氏は、本総会終結の時をもって辞任することとなりましたので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、新たに選任される監査役の任期は、当社定款の定めにより、前任監査役の任期の満了すべき時までとなります。

本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
やなぎ 柳 田 聡 (1957年10月20日)	1981年4月 野村不動産(株) 入社 2004年4月 同社総務部長 2012年4月 野村リビングサポート(株)取締役 2014年4月 野村不動産パートナーズ(株)監査役 2015年4月 野村不動産リフォーム(株)常務取締役 2017年4月 N R E G東芝不動産(株)監査役 2017年4月 N R E G東芝不動産ファシリティーズ(株)監査役 2018年10月 (株)ベルテックス監査役 2019年12月 (株)アスコット社外監査役(現任)	-
[監査役候補者とした理由] 柳田聡氏は、大手不動産会社において長年にわたり取締役として企業経営に携わった経験及び、コーポレートガバナンス分野における専門的見識や数社の社外監査役を務めた豊富な経験と知識に基づく客観的な見地から、当社グループの経営に対し適切かつ有益なご助言、ご指導をいただけるものと判断し、同氏を監査役候補者といたしました。		

- (注) 1. 柳田聡氏は、新任の監査役候補者であり、当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 柳田聡氏は、当社の親会社であります(株)アスコットの社外監査役を兼務しております。
3. 柳田聡氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。
4. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって負担することになる損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

本議案に関しましては、監査役会の決定を得ております。

また、監査役会がアスカ監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、会計監査人の品質管理体制、独立性、専門性、監査活動の実施体制、及び監査報酬の水準等を総合的に勘案した結果、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えており、適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2021年7月31日現在)

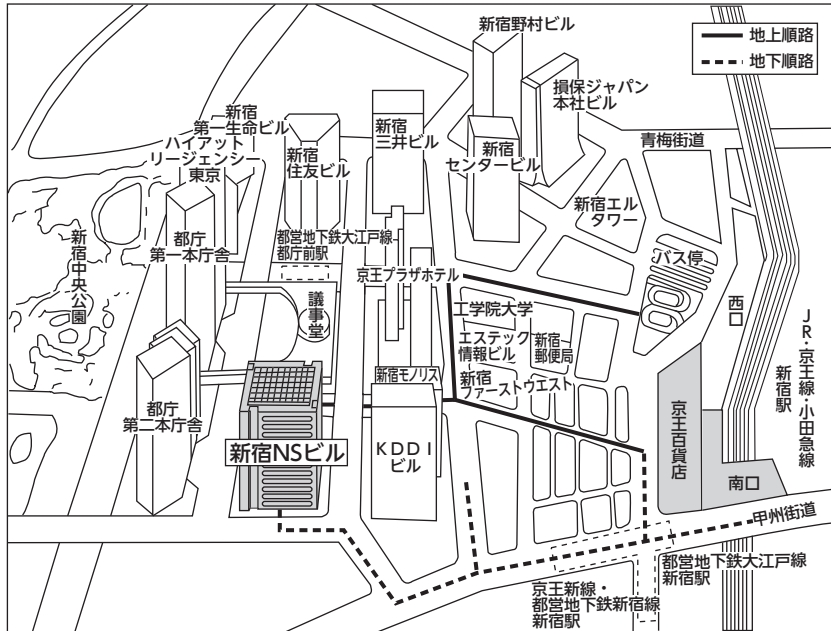
名称	アスカ監査法人
事務所	主たる事務所 東京都港区西新橋2丁目7番4号CJビル6階 その他の事務所 大阪府大阪市北区梅田1丁目2番2号大阪駅前第2ビル3階
沿革	1984年 9月 アスカ公認会計士共同事務所設立 1987年 4月 アスカ監査法人設立 2004年 4月 大阪事務所開設 2004年10月 T I A Gのメンバーファームとなる 2010年 9月 P C A O Bに登録
概要	資本金 17百万円 構成人員 (非常勤含む) 社員 (公認会計士) 7名 専門職員 (公認会計士) 19名 (公認会計士試験合格者) 11名 (その他の職員) 6名 合 計 43名 被監査会社数 42社
国際業務	T I A G (The International Accounting Group) に加盟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿二丁目4番1号

新宿NSビル30階 スカイカンファレンス ルーム1・2



交通 JR線・京王線・小田急線・東京メトロ丸ノ内線 新宿駅「南口・西口」より徒歩7分

都営地下鉄線（新宿線）・京王新線 新宿駅「新都心口」より徒歩6分

都営地下鉄線（大江戸線）都庁前駅「A3出口」より徒歩3分



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。